

2013年6月12日

消費者庁食品表示課 意見募集担当者 様

「栄養表示基準の一部改正について」

日本生活協同組合連合会
品質保証本部 安全政策推進室
東京都渋谷区渋谷 3-29-8 コーププラザ
電話 03-5778-8109

消費者庁は食品表示一元化検討会をはじめ、この間、各種食品の表示にかかわる施策について膨大な作業を執り行ってこられました。

そのような中、今回、栄養表示基準についてパブリックコメントが募集されたことに関して敬意を表します。

日本生協連は1982年より自主的にプライベートブランドに栄養表示を付してきた取り組みの経験から、今回の栄養表示基準の一部改正案に関してだけでなく、栄養表示基準全体について意見を述べさせていただきます。

1. 栄養表示基準全体に関する意見

1-1. 栄養表示基準全体については消費者、事業者などから広く意見を聴取されることがなく、栄養表示基準全体に関して広く意見を求めるべきです。

食品事業者は、これまで自社の食品に栄養表示を行う場合、栄養表示基準に記述されている手順に基づいて、栄養表示を行い、定期的に表示された栄養成分値のチェックなど、確からしさの確認を行ってきました。

特に食品事業者が分析値に基づいて栄養表示を行う場合に遭遇したと思われる様々な問題に適切に対処してきた実績と経験は、栄養表示基準を改訂する際に、参照すべきと考えます。このような食品事業者の取り組みを活用し、現行の栄養表示基準を更に充実させることは、栄養表示を行う食品事業者にとっても、栄養表示を活用する消費者にとってもきわめて重要なことであると考えます。

例えば、第3条第1項第4号には表示すべき栄養成分が規定されていますが、多くの食品事業者は、ナトリウムの量を表示するだけでなく、消費者の利便を考え、食塩相当量も表示してきましたが、消費者もこの表示を分かりやすいとして歓迎してきたと考えられます。

(参考) 日本生協連は「栄養に関する情報は健康的な食生活を送るうえで重要な情報である」として1982年よりプライベートブランドに栄養表示を付することを自主の取り決めとしてきました。栄養表示する際は、弊会の商品検査センター(弊会でできない項目に関しては一部外注)による分析結果に基づいて作成し、商品を開発する段階のみでなく、発売後においても商品に記載する栄養表示と発売後商品の栄養成分値とに齟齬がないかを点検。栄養表示に関する検査数は試作品、初回品、発売後を含め年間で1600をこえる数を実施しています(添付資料参照)。

1-2. 米国など既に栄養表示を実施している国々では、日本で現在議論されている今回の公差の点やこれから議論されるであろう点に関してはすでに議論されており、それらについて参考にすべきであると考えます。

栄養表示に係わる国際的な動向としてコーデックス委員会では、全ての包装食品への栄養表示の義務化について検討を行い、昨年、国内事情が栄養表示を支持しない場合を除き、栄養表示を義務化とすべきとの合意がなされています。栄養表示の在り方を考える上では、このような国際的な動向や各国の表示の実態などを踏まえつつ、検討を行うことも必要です。

1994年から栄養表示を義務化している米国をはじめとする諸外国、特に先進国においては、栄養表示の更なる実効化に向けさまざまな議論が繰り広げられてきており、たとえば商品表面への表示などさらに消費者に見やすい、わかりやすい栄養表示をどのように施策すべきかといったことが課題とされています。

1-3. 制度の目的を再確認し、その上で、規定したルールに合わない場合の例外的措置や事業者が円滑に栄養表示を行えるようにするためのデータベースなどの技術的支援について議論すべきであると考えます。

健康増進法は「我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」とあります。また、食品表示一元化検討会報告書において栄養表示は、「健全な食生活の実現に向けて、個人の行動に変化を促すための環境作りの一環として、重要な役割を果たすことが期待されており、生活習慣病の増加や食生活の多様化が進む中、健康的な食生活を営むための基礎として、中長期的な期間で栄養を管理するための目安と捉えることができる」と位置づけられています。

健康増進法の目的および検討会で議論された栄養表示の役割を考えると、制度の目的の整理と枠組みについて議論し、その上で規定したルールに合わない場合等について議論すべきと考えます。

1-4. その上で、消費者にとって分かりやすい栄養表示を目指すべきです。今回の改正案は消費者をミスリードすると考えます。

新食品表示法が、消費者および事業者にとってわかりやすい表示を狙っている以上、改正される栄養表示基準は、消費者に分かりやすいものにすると同時に、消費者の利害が害されないようにすべきです。またこれに関連して、改正される栄養表示基準には、栄養表示値が消費者をミスリードしたり、混乱させたりすることを防ぐための、表示上の工夫が必要と考えます。

2. 今回の改正案に関する意見

2-1. 栄養表示においても可能性表示は認めるべきではありません。今回の改正案「合理的な推定によって得られた値と断り書き」は再検討すべきです。

今回、消費者庁より出された、栄養表示の改定案では現行の規制を維持しつつ、合理的な推定により得られた値を表示値として記載できることとしており、その際には断り書きを書くこととしています。しかし、この断り書き自体が消費者にとって分かりにくく（「この表示値はこの製品そのものの分析値ではありません」など）、また、従来の方法で表示されたものが断り書きをつけたものと比べてあたかも表示値そのものであるかのようにミスリードするおそれがあります（現状の商品も公差が存在しています）。

また、合理的な推定によって得られた値に対しては、今後データベース等の整備により、合理的な推定によって得られた値が分析で得られた値と同等になる可能性があると考えます。

現行の任意である栄養表示も慢性疾患の予防・改善に役立っている消費者がいる中で、今回の表示を認めることで、栄養表示制度自体の信頼性が損なわれるのではないかと危惧されるどころです。

※アレルギー表示でも可能性表示は認められていません。

C. 禁止される表示事例について

C-1

特定原材料等が「入っているかもしれません。」「入っている恐れがあります。」などの可能性表示（入っているかもしれません）について、何か規制がありますか。

「可能性表示」（入っているかもしれません。）は認められません。

「可能性表示」を認めると、PL法（製造物責任法）対策としての企業防衛、あるいは製造者による原材料調査の負担を回避するため、製造者によっては十分な調査を行わずに安易に「可能性表示」を実施することにもなりかねません。こうした安易な可能性表示を認めると、アレルギー患者にとって症状の出ない商品についても「可能性表示」により特定原材料等を含む旨の表示が行われ、かえって患者の選択の幅を狭めてしまう恐れがあります。

消費者庁ホームページ アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q&A
(厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課) より抜粋

また特に、現行のその他の表示基準と比較した場合、「表示された値が…に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す記載をすること」の規定の妥当性・一貫性に問題があることも指摘されるべきです。

即ち、上記において、「可能性表示（入っているかもしれません。）は認められません」とあり、「安易な可能性表示を認めると、かえって患者の選択の幅を狭めてしまう恐れがあります」と述べられています。

消費者庁では、これまで、5月の衆議院消費者問題特別委員会における食品表示法案の審議における答弁を含め、栄養表示はNCD（非感染性疾患：Non Communicable Diseases）予防の点から重要であるとの見解を示されています。アレルギー物質の適正な表示がアレルギー患者にとってきわめて重要であると同様に、栄養表示もNCD患者にとってきわめて重要であることを鑑みて、上記を書き換えると、

「栄養表示においても可能性表示（例えば、この表示値は、実際の栄養成分量とは異なる可能性があります）は認められません。「可能性表示」を認めると、PL法（製造物責任法）対策として企業防衛、あるいは製造者による栄養表示調査の負担を回避するため、製造者によっては十分な調査を行わずに安易に「可能性表示」を実施することになりかねません。こうした可能性表示を認めると、NCD患者にとって症状の出ない商品についても「可能性表示」により、かえって患者の選択の幅を狭めてしまう恐れがあります」ということとなります。

2-2. 日本もNCD（非感染性疾患：Non Communicable Diseases）予防の観点から、正確な表示値を確保する努力をまずすべきであると考えます。断り書きをつけることで済ますことは適当ではありません。

どの国においても、政府がリーダーシップをとって、消費者から信頼される、また国によっては生活習慣病などNCD予防の観点からの、栄養表示の制度設計の努力がなされている一方で、「**表示された値が…に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す記載をすること**」を規定する国が存在することは不幸であると思います。

なお、米国ではガイドラインの中で栄養表示の信頼性を維持することは重要であると述べ、米国食品医薬品局（FDA）はコンプライアンス検査を実施することも述べています。また、米国、EU、オーストラリア/ニュージーランドなど各国とも、分析に基づく表示値とデータベース等に基づく表示値との間において、日本で今回提案されているような区別を行っていません。

また、現在栄養表示している事業者は確かな数値を維持するための努力を行っています。「断り書きを付けさせる」ことではなく、まずは「一致する」ためにはどうすべきかを事業者の協力を得ながら慎重に検討すべきです。

2-3. 「誤差」は分析上の差の問題、「公差」は表示と実際の差の問題であり、国際的に見てもそのような使われ方はしていません。「誤差」の許容範囲の用語を見直してください。

「誤差（ごさ）」とは、違い・真の値との差をさす言葉であり、測定値や推定値についてはその真の値に対する差を指すこととなります。一方、ここで言う「誤差」とは表示している栄養成分値と構成する食品素材成分や製造工程によるばらつきや分析による人為的な数値のばらつきなどを含む値との差を示しており、標準と実物との誤差をさす「公差」を用いることの方が、より意味合いとして正しいものと考えます。

たとえば、海外では、欧州委員会/健康消費者保護総局（EC/DG SANCO）におい

て、栄養表示の tolerance（消費者庁の言う誤差）に関するガイダンスが出されており、その中で、tolerances（公差）とは、ラベル上に表示された栄養素の値と、公式コントロールの過程で確認された栄養素の値との許容される差を意味するとされています。

コーデックスの栄養表示に関するガイドラインにおいては、表示値の決定の仕方は「栄養素表示において用いられる値は、表示されている当該製品を代表する、製品分析から特に得られたデータから誘導された重量平均値とすべきである（セクション 3.5.2¹）」とされており、tolerance limits（公差）の定め方はセクション 3.5.1²に「公差は、公衆衛生上の諸問題、日持ち期間（shelf life）、分析の正確性、加工による変動性、製品中の当該栄養素固有の不安定性及び変動性に関連して当該栄養素が添加されているのかそれとも当該製品中に天然に存在しているのか否かに従って定められるべきである。」と記述されています。

2-4. 表示値の公差（現行の表示基準では誤差といわれている）の概念は、コーデックスの栄養表示に関するガイドラインに基づくべきです。

欧米においては、上述のコーデックスガイドラインの概念に基づいて、表示値の公差が定められているのに対して、現行の栄養表示基準では公差（現行の表示基準では誤差といわれている）の概念がコーデックスのガイドラインに合致していません。

そのために、資料：栄養表示基準の一部改正の概要に記述されている“規定された分析方法によって得られた値（分析結果）と比較して、表示値が誤差の許容範囲内であれば問題なし”において、“誤差”の意味が不明となっています。

米国および EU は、コーデックスガイドラインに従って、表示値をベースにして、また表示値に認められた公差（tolerance）を考慮に入れて、オフィシャルコントロール（行政による監視）、コンプライアンス（企業における管理）の分析値がこの公差の範囲に入っているかどうかを判定し、製品の表示値のコンプライアンスを点検しています。

日本の栄養表示基準も、コーデックスガイドラインに従って、この概念を導入し、他国とのハーモナイゼーションを図るべきです。特に、栄養表示基準第 3 条第 1 項第 4 号の記述を修正すべきです。

**2-5. 栄養表示基準第 3 条第 1 項第 6 号の条文は表示の方法に言及しているのか、それとも表示値のコンプライアンスに言及しているのか、消費者・事業者
に正しく理解できるよう改めてください。**

¹ 「The values used in nutrient declaration should be weighted average values derived from data specifically obtained from analyses of products which are representative of the product being labelled.」

² 「Tolerance limits should be set in relation to public health concerns, shelf-life, accuracy of analysis, processing variability and inherent liability and variability of the nutrient in the product, and according to whether the nutrient has been added or is naturally occurring in the product.」

栄養表示基準第 3 条は表示の方法を規定する条文ですが、以下の条文第 1 項第 6 号「第 4 号の一定の値は、当該一定の値にあつては、別表第 2 の第 1 欄（たんぱく質などの成分）の区分に応じ、同表の第 3 欄（分析方法）に掲げる方法によって得られた値を基準として同表の第 4 欄（±20%など公差の幅）に掲げる誤差の許容範囲内にある値であること」は、製品に表示された値が、当該製品の発売後のある時点で分析された値に照らして適正であるか否かを判定する規定であり、即ちこれはコンプライアンスに関連する規定と考えられます。いずれにしても、第 1 項第 6 号は、表示の方法に言及しているのか、それとも表示値のコンプライアンスに言及しているのかが、消費者・事業者にはわかり難いと考えます。

事業者が栄養表示を行う場合、定められた分析方法によって得られた 1 つの値を基準とするのではなく、複数の製品ロットについて得られた複数の分析値の平均値や標準偏差、並びにその他の変動因子を考慮に入れて表示値（一定値もしくは幅）を決定しています。一方、コンプライアンス検査においては、通常当該製品についての単独の分析値が表示値と比較されることとなります。

2-6. 最新の栄養成分に係る分析法を提示すべきであると考えます。

日本の栄養表示基準は、他国の規定とは異なり、分析によって栄養成分を表示する場合、分析手段を規定しています（別表第 2 の第 3 欄に記載されているが、今回のパブリックコメントでは省略となっています）。現行の栄養表示基準が告示されてから 10 年経過しており、分析法は日々進歩しています。食品表示法の第 8 条第 7 項には、食品の栄養成分の量又は熱量に係るものについては、独立行政法人国立健康・栄養研究所に委託することができると規定されています。消費者庁は、独立行政法人国立健康・栄養研究所に分析法を検討させることを含め、また、分析方法の見直しに関しても定期的に考慮すべきであると考えます。

2-7. 3 条 3 項 2（根拠資料の保管）に係わる説明が必要です。

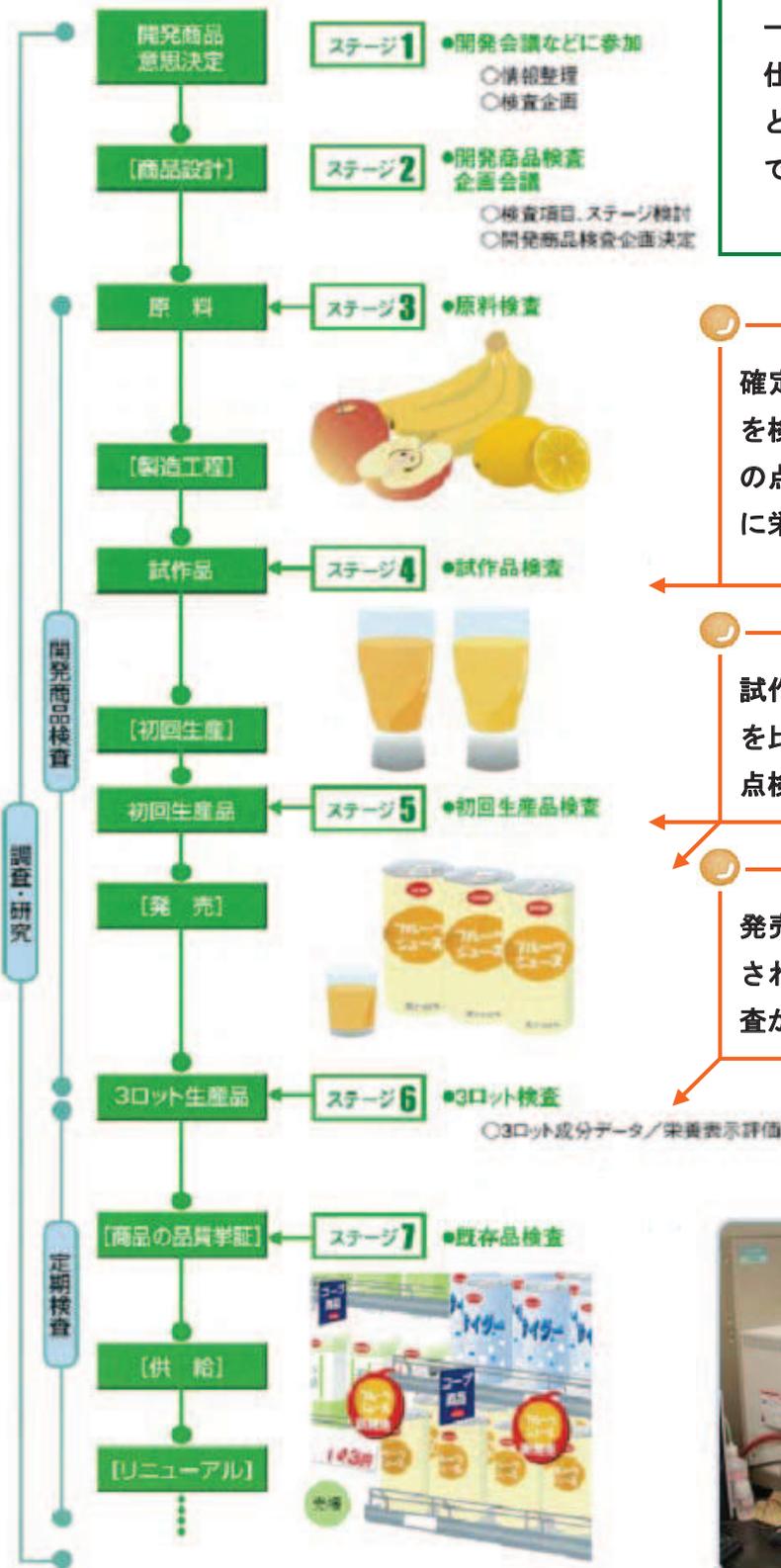
栄養表示基準 3 条 3 項 2「表示された値の設定の根拠資料を保管すること。」の規定と、食品表示法の第 8 条（立入検査等）との関係を明確にすべきであると考えます。食品表示法の第 8 条（立入検査等）は、栄養表示だけではなく、食品表示に係るすべての項目に適用されるのに、なぜ「表示された値の設定の根拠資料を保管すること。」の規定を挿入したのか、明確に説明する必要があると考えます。

以上

添付資料：商品のライフサイクルと検査



商品のライフサイクルと検査



コープ商品の加工食品には、基本的に栄養成分を表示するようにしています。栄養成分検査は、商品仕様の確認のため新商品の「試作品」で実施し、その結果をもとに商品パッケージの栄養表示を作成します。また、商品が仕様・表示通りとなるように作られているかどうかを、「初回生産品」や、「発売後の商品」で検査し確認しています。

確定した原材料や製造方法で製造した試作品を検査します。食品添加物や成分の検査で仕様の点検をおこないます。成分検査の結果をもとに栄養表示を作成します。

試作品と発売後生産品3ロット分の成分分析地を比較し、製造日ごとの差や栄養表示との差を点検します。

発売後もコンセプトや仕様などの品質が維持されているか確認するためにモニタリング検査が行われています。



ミネラルの測定